

燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（Ｊ地区） 個別仕様書

1 目的

燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（Ｊ地区）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務内容

熊本市（以下「市」という。）が指定する区域のごみステーション等に排出される次の品目について、本仕様書の定めるところにより収集、運搬等を行うこと。

- (1) 燃やすごみ
- (2) 紙

3 履行期間

令和８年（２０２６年）４月１日から令和９年（２０２７年）９月３０日まで

4 収集区域

別紙 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託地区図（Ｊ地区）の区域。

5 収集日、収集品目及び搬入先

- (1) 別紙「収集日等」に定めるとおり。ただし、年末年始を除く。
- (2) 別紙「収集日等」に定めるほか、市が指示する日。
（例：春・秋の町内一斉清掃等）
- (3) 紙については原則として祝日は収集しない。ただし、２回以上祝日が連続する場合等はこの限りでない。
- (4) 環境工場の保守点検時期に伴う搬入調整等、市が特に指示を行う場合はこれに従うこと。
- (5) 収集日については、家庭ごみ・資源収集カレンダーにて確認すること。

6 常用車の数

最大積載量が２トン以上の塵芥車を２台以上とする。

別紙「収集日等」

収集品目	曜 日	収集区域	搬入施設名 及び所在地	搬入 割合
燃やすごみ	月曜日 木曜日	別紙	・ 東部環境工場 東区戸島町 2 5 7 0 番地	1 0 0 %
	火曜日 金曜日	別紙		
紙	水曜日	別紙	・ 有価物回収協業組合 石坂グループ 東区戸島町 2 8 7 4 番地	1 0 0 %